

- 登録内容の遵守
 - 申請時または更新時にプラットフォーム事務局(以下「事務局」とする)に提出した「クラブ登録シート」の内容(以下「登録内容」とする)を守ること。
 - 審査基準に規定された事項を遵守すること。
 - 登録内容に変更が生じ、審査基準に規定される事項を満たさなくなった場合は、随時事務局に通知すること。
 - 登録内容の変更が通知された場合又は登録内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて事務局が調査を行い、再申請を要求できるものとする。
 - クラブの運営を停止する場合は、1 カ月以上前に事務局に通知すること。

- 更新
 - 登録月に関わらず、毎年 5 月 1 日に登録の更新を行うものとし、指定日までに事務局に再申請することとする。

- 新規クラブ
 - 登録時に新規に立ち上げたクラブは、登録日の 3 か月後に再審査を行うものとし、指定日までに事務局に再申請することとする。

- 登録の取り消し
 - 以下の場合、クラブ登録を取り消すことがある。
 - ◇ 登録内容に虚偽があった場合。
 - ◇ 再申請の結果、登録継続が認められなかった場合。
 - ◇ その他、クラブ登録が不相当と認められる場合。

- 研修、会議
 - クラブの代表者・指導者は、三豊市教育委員会が指定する研修及び会議等に参加するものとする。
 - 中学校体育連盟主催の大会等、大会やコンクールの参加にあたり必要となる指導者の資格は、各クラブで取得すること。

- 登録クラブ向け支援の申込方法
 - 施設利用
 - ◇ 希望のあった登録クラブには、「公共施設使用料免除団体登録証明書」を発行する。ただし、クラブ員の 3 分の 1 以上が三豊市(学校組合)立中学校または三豊市在住の中学生であるクラブに限る。
 - ◇ 実際に施設を利用する際には、「公共施設使用料免除団体登録証明書」を使用し、施設利用に関する条例・規則に沿って、予約・利用すること。
 - ◇ 登録クラブであっても、施設利用に関する条例・規則を遵守しない場合は、施設利用を停止する。
 - 広報活動

- ◇ 学校でのチラシ配布については、三豊市教育委員会事務局学校教育課に申し出ること。
 - ◇ その他の広報活動については、事務局に相談すること。
- クラブ運営のサポート、その他支援
 - ◇ 事務局に相談すること。
- 保護者に対する情報公開
 - 活動方針・活動状況について、適宜クラブ員の保護者に対して共有するよう努めること。
- 学校との連携
 - 必要に応じて、クラブ員の在籍校に活動状況を共有するよう努めること。
 - クラブ員の在籍校からの要請があった場合には、可能な範囲で活動状況の情報提供に協力すること。
- コンプライアンス・機密保持
 - プラットフォーム登録によって知り得た情報は厳に秘密として保持し、第三者に対して、開示又は漏えいしてはならず、また、本目的以外のために用いてはならない。
 - クラブのトラブル・争訟対応・損害賠償に関しては、三豊市及びプラットフォーム事務局は一切関知せず責任を負わない。
 - 登録クラブであることについて、以下の事柄のみを公表・広報すること
 - ◇ 「三豊市放課後プラットフォーム登録クラブ」又は「三豊市登録クラブ」と記載すること。
 - ◇ 審査基準に定める事項においてのみ三豊市が認定を行ったこと。
 - 登録クラブであることについて、例えば、以下のような内容を公表・広報しないこと。
 - ◇ 三豊市が登録外のクラブへの参加を推奨していないという内容。
 - ◇ 三豊市が登録外のクラブと比して登録クラブの指導の質が高いことを保証しているという内容。
- 登録クラブ情報の利用
 - 登録クラブは、事務局が審査結果を公表する場合及び今後の学校部活動の地域展開の推進にあたって必要な場合に、申請内容の一部を必要な範囲で使用することについて、予め承認するものとする。

放課後プラットフォーム事務局



一般社団法人三豊市文化・スポーツ振興事業団

三豊市豊中町本山甲201番地1(三豊市豊中庁舎 3階)

電話番号:0875-23-7080

E-mail:info@mitoyofuture.com

公式Webサイト

<https://www.micspo.jp/>

